

第24回 安来市農業委員会議事録

平成28年6月21日 午後2時00分 第24回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 小林 智弘君	3番 青藤 治道君	4番 大櫃 和則君	
5番 板垣 裕志君	6番 藤原 明紀君	7番 秋間千枝子君	8番 増田 和夫君
9番 北川 正幸君	10番 伊藤 聡彦君	11番 山本 朝來君	12番 長谷川雅博君
13番 新田 里恵君	14番 根來 茂樹君	15番 永田 正満君	16番 塩見 秀雄君
17番 富田由美子君	18番 谷川 忠美君	19番 妹尾 茂君	20番 田邊チカ子君
22番 板金 悟君	23番 渡邊 克実君	24番 小川 聡君	25番 岩田 繁樹君
26番 佐々木吉茂君	27番 山崎 雅三君	28番 加藤 昭彦君	29番 宮本 重徳君
30番 福田 渉君	31番 岡田 一夫君	32番 吉村 正君	33番 小藤 昇君
34番 渡邊 憲治君	35番 齋藤 哲君	36番 田中 通夫君	37番 渡辺 和則君

2. 欠席委員

2番 安松 智君

3. 出席事務局

竹内 章二君 細田 正樹君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 6月21日 1日
日程第 3	議第 93号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	議第 94号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5	議第 95号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について
日程第 6	議第 96号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	報第107号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 8	報第108号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第 9	報第109号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第24回安来市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、田中会長のあいさつをお願いいたします。

議長：田中 通夫君

【挨拶】

議長：田中 通夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第21条第3項に基づき定足数に達しましたので、第24回安来市農業委員会の会議を開催します。

議長：田中 通夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
2番 安松委員です。

議長：田中 通夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により11番 山本委員、12番 長谷川委員を指名いたします。

議長：田中 通夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：田中 通夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：田中 通夫君
日程第3 議第93号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君
2ページをご覧ください。議第93号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法施行規則第10条の規定による申請書の提出がありましたので 審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で 所有権移転 に関する案件です。現地調査の確認につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、受贈による贈与のための所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤の農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離は100mで、必要な農機具は田植機、トラクター、バインダー、ハーベスタをそれぞれ1台所有しています。また、労働力は本人と母の2人です。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。 以上です。

議長：田中 通夫君
事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を 1番の案件について16番 塩見委員 お願いします。

16番 塩見 秀雄君

16番 塩見です。1番の案件について説明をします。まず、場所の説明をします。伯太庁舎前から安来伯太日南線を井尻方面に約3km行くと井尻駐在所があります。井尻駐在所から約400m上がった道路際の農地です。譲渡人と譲受人の関係は元々隣同士ですが、譲渡人は、現在米子市で生活をしています。譲受人は8,266㎡の農地を耕作し、この度73㎡の農地を譲受け、野菜などを作りたいということであり、隣接農地への影響はないと考えます。委員の皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第4 議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

先立ちまして、議長の了承を得ましたので、5条の申請について報告します。5条の議案の1番 については、自己都合により 取下げ申請書 を受理し欠番としましたので報告します。

それでは、4ページをご覧ください。議第94号 農地法第5条の規定による許可申請について 上記のことについて農地施行規則第48条の規定により申請書の提出がありましたので、審議を求めるものです。続いて、5ページに申請内容、7ページから9ページに申請位置図を付けていますのであわせてご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は3件で、所有権移転 に関する案件が1件と 賃貸借権の設定 に関する案件が2件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

2番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断します。転用目的は、事業用資材置場です。申請者は、土木工事会社で、主に橋梁、トンネル等構造物の補修工事を手掛けています。現在、事業所は120坪ほどの建物で、工事用の材料、資材、重機、トラック等を保管していますが、工事材料等の置場が慢性的に不足しているため、新たな置場所として事業所の周辺で農地以外の適地を探しましたが、見つからず困っていました。そこで、事業所から飯梨川を挟んだ向いに位置し、事業所からも近く、車輛の通行便が良い本申請地に、事業用資材置場を設置する計画をたてたものです。よって当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

3番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する特定土地改良事業とは、平成5年度から平成12年度に施行した 須崎地区基盤整備促進事業 のことです。転用目的は、農機具格納施設用地です。申請人は、営農組合を立ち上げ、農機具を導入し営農を行っています。現在、農機具等は別の場所に置けていますが、衛生上の問題や置場のスペースの問題により農機具庫として施設を借用することが困難になったことから新たに、農業用施設用地を確保するため、周辺で適地をさがしましたが、適地がなく困っていました。そこで、地区の中央に位置し、機械作業にも効率が良く、分断等周辺農地の営農に与える影響のない本申請地に、農機具格納施設用地を設けることとしたものです。よって、この当該申請地以外では、その目的が達成出来ませんので、農地法施行令第18条第1項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

4番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する

特定土地改良事業とは、平成5年度から平成12年度に施行した 西比田地区県営圃場整備事業 のことです。申請人は、福祉の介護等の事業を行う会社ですが、安来市が平成27年に策定した 第6期安来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 に基づき 認知症対応型共同生活介護施設 を比田地区で開設する者として市の計画に登録されました。そして、平成28年度に土地造成、平成29年度に18人が入居できる施設、駐車場、東屋、緑地帯、植林等の整備を行い、平成30年度からグループホームを開設するために施設整備を行うため、建設する土地を探していましたが、必要な面積を確保でき近隣の住人の同意が得られる土地はありませんでした。そこで、冬季でも緊急車輛の出入りが容易であり、近隣の住人の同意が得られ、地域の中心部に位置し利便性もよく、日照も良い申請地を選定しました。また、申請者は、広瀬町の南部を中心に介護等の事業を行っており、この施設も当地区の生活環境を改善し、地域農業の振興に資するものであることから農地法施行規則第33条第1項第3号 に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。

議長：田中 通夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番は欠番となりましたので、2番の案件について6番 藤原委員、3番の案件について30番 福田委員、4番の案件について34番 渡邊憲治委員 お願いします。

6番 藤原 明紀君

6番 藤原です。2番案件について場所の説明をします。7ページの申請位置図をご覧ください。県道安来木次線を矢田橋から市道矢田新宮線を広瀬方面に行きますと夢ランドしらさぎがありますが、そこより、約200m行ったところの左側が申請地です。以上です

30番 福田 渉君

30番 福田です。8ページの申請位置図をご覧ください。位置図左側に国道9号線があります。通称大谷坂というところですが、安来方面から行きそこを左折し北へ約300m行ったところが申請地です。以上です。

34番 渡邊 憲治君

34番 渡邊です。9ページの申請位置図をご覧ください。右側の真ん中から左下に走っているのが、国道432号線です。右側布部方面から比田いきいき交流館前を通り、約350m先右側に広瀬町勤労者体育センターのプールがありますが、その手前が申請地です。以上です。

議長：田中 通夫君

次に現地調査3班の調査報告を24番 小川委員 お願いします。

24番 小川 聡君

24番 小川です。5条申請の現地調査の報告をさせていただきます。今月の調査班は3班で、新田班長、小藤委員、小林委員、大櫃委員、山崎委員と私の6名、事務局より竹内局長と細田主査に同行いただき、昨日6月20日午後1時30分より行いました。

2番案件の説明をします。転用目的と土地の所在は事務局の説明のとおりです。現地では藤原委員、青藤委員に出席いただき藤原委員より説明を受けました。土地の造成は776㎡を盛土20cmで北側の水路中央部分に蓋をかけ、幅10mを進入路として利用します。これは占用許可済みです。また、東側、南側、西側の3方向に境界より30cm引いて、幅40cmの土水路を設け雨水を処理します。処理の方法は自然沈下発散方式です。汚水は90cm×90cmの仮設トイレのみです。プレハブハウス7m×4m、駐車場4台分、資材置場と作業スペースとして利用します。近隣農地への影響はないと考えます。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろ

しくお願いいたします。

続いて3番案件の報告をします。転用目的と土地の所在は事務局の説明のとおりです。現地では安松委員、富田委員、福田委員に出席いただき安松委員より説明を受けました。土地の造成は632㎡を30cm盛土します。東側及び北側に幅50cmの明渠を作り、雨水は排水路に流します。建築物として、農機具格納用パイプハウスで25m×8mを1棟建てます。残りは駐車場と作業スペースとして利用し、近隣農地への影響はないと考えます。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

続いて4番案件の報告をします。転用目的と土地の所在は事務局の説明のとおりです。現地では渡邊憲治委員、田邊委員、板垣委員、北川委員、伊藤委員に出席いただき渡邊憲治委員より説明を受けました。土地の造成は3,699㎡を1.5m盛土します。国道より7.5m幅の進入路を設けます。建築物は平屋建て介護施設1棟604.87㎡、工作物は東屋2棟20.78㎡となっています。職員数は13名で、入居者は18名の予定です。駐車場19台、緑地帯402㎡、法面の面積638㎡の計画です。雨水は敷地周囲にU字フリュームを設置し、溜枘に集水したうえ既設排水路へ流します。汚水は農業用集落排水に接続し処理します。周辺農地への影響はないと考えます。農地転用事業計画書、土地の登記事項証明書、位置図、公図、土地利用計画図、地元の同意書、土地改良区の意見書など書類も整っており、調査班としましては許可が妥当と判断しました。委員の皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長：田中 通夫君

地元委員から補足説明がありましたら、説明をお願いします。

議 長：田中 通夫君

ないようですので、只今から2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

次に4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：田中 通夫君

日程第5 議第95号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

10ページをご覧ください。議第95号、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の審議を求めるものです。内容につきましては、11ページから18ページまでとなっています。この案件につきましては、去る4月21日の会議で案を決定いただき、その後30日間、安来市のホームページで地域の農業者等からの意見等を募集しましたが、意見等がありませんでしたので、地域の農業者等からの意見等欄は、なし という記載で最終の審議を求めるものでございます。また、アクセス総件数については、82件ありました。なお、前年度は98件あったことを申し添えます。以上です。

議長：田中 通夫君

事務局より説明がありました議題95号について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

32番 吉村 正君

議長。

議長：田中 通夫君

32番 吉村委員。

32番 吉村 正君

32番 吉村です。4月にも質問させていただいたのですが、再度確認をさせていただきたいと思えます。15ページの遊休農地に関する措置の評価についてですが、目標に対する評価の案は、活動に対する評価になっており考え方が違うと思えます。例えば、遊休農地の理解を深めるためにはこれぐらいの値は妥当であるというような内容になると思えます。また、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定については農業者等からの意見を踏まえて、先ほどの評価の案等に反映させておかなければならないと思えます。16ページの促進等事務に関する評価の認定農業者等担い手の育成及び確保についてですが、先程と同様に目標に対する評価の案が実績となっていますので、目標がどうであったかという評価に修正していただきたいと思えます。地域農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定についても、遊休農地に関する措置の評価と同様です。17ページの担い手への農地の利用集積についてですが、目標に対する評価の案は、目標値がどうであったかということが必要であると思えます。また、中山間地での計画的な集積を進めていく必要があるということではなく、安来市全域でやるべきことであると思えます。(6)での地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定で目標に対する評価に中山間地でのという限定的な表現はされていないので、整合性もとれていませんので修正をするべきと思えます。

議長：田中 通夫君

今、吉村委員からありましたが、事務局からありますでしょうか。

事務局：細田 正樹君

4月にご指摘を受けた点につきまして修正をさせていただいたのですが、勘違いをしていた箇所があり、今一度中身を再吟味し、整合性のある適切な表現に修正し提出したいと思えます。

32番 吉村 正君

よろしくお願ひいたします。

議 長：田中 通夫君

それでは改めて質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですが、採決いたしたいと思いますが、ご異議がありますでしょうか。

【異議なしの声多数】

議 長：田中 通夫君

ご異議なしと認めます。それでは、議第95号について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：田中 通夫君

日程第6 議第96号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、20番 田邊委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

19ページをご覧ください。議第96号 農用地利用集積に計画の決定について 上記のことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。22ページをご覧ください。計画要請につきましては、下段の表の 利用集積計画件数、面積 の欄をご覧ください。今月は、賃借権が 80件で 68, 219㎡、 使用貸借が 34件で 22, 862㎡、全体で 114件で91, 081㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。

農林振興課：仙田 美浩君

農林振興課の仙田です。今月の利用集積計画案の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。また、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長：田中 通夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：田中 通夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件は提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：田中 通夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、20番 田邊委員 の退席を解除します。

議長：田中 通夫君

日程第7 報第107号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：細田 正樹君

33ページをご覧ください。報第107号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について上記のことについて、農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出があったので報告するものです。34ページに届出内容載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、1件です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第8 報第108号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

35ページをご覧ください。報第108号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について 上記のことについて、農地一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。今月の公共事業に伴う農地一時転用の届出は2件です。いずれも、安来市建設部土木建設課 より届出のあったもので 中島・津田平線 道路改良工事の 盛土置場として使用するものです。工期は、既に始まっていますが、平成28年6月1日より平成29年3月31日までです。終了後には農地に復元されます。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

日程第9 報第109号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：細田 正樹君

37ページをご覧ください。報第109号 土地改良区からの地目変更届出の通知について、上記のことについて、土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。38ページをご覧ください。土地改良区からの通知は、1件で、畑への地目変更です。以上です。

議長：田中 通夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：田中 通夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第24回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時00分)